

潮来市災害対策本部からのお知らせ

無料入浴施設

次の施設で、入浴サービスを実施しております。
※民間施設へのお問合せは一切ご遠慮願います。

《期 間》4月28日(木)まで
《場 所》

(1) ヘルスランドさくら(島須1258) **毎日**
【受付時間】11:00~21:30 【終了】22:00
【お風呂の広さの目安】男性 20人、女性 20人

※11日(月)、18日(月)につきましては、点検作業のため
17:00からの営業受付とさせていただきます。

(2) 潮来ホテル(あやめ1-10-7) **毎日**
【受付時間】16:00~21:00【終了】21:30
【お風呂の広さの目安】男性 30人 女性 15人

(3) 麻生カントリークラブ(行方市島並933) **平日限定**
【受付時間】11:00~12:00【終了】12:30
【お風呂の広さの目安】男性 30人 女性 15人

(4) 潮来カントリー倶楽部(築地700) **平日限定**
【受付時間】9:00~11:30【終了】12:00
【お風呂の広さの目安】男性 20人 女性 10人

(5) ジェイゴルフ霞ヶ浦(茂木279-1) **平日限定**
【受付時間】18:00~20:30【終了】21:00
【お風呂の広さの目安】男性 30人 女性 16人

(6) 割烹旅館霞ヶ浦(永山48-1) **毎日**
【女性入浴時間】13:00~15:00
【男性入浴時間】15:00~16:00
【お風呂の広さの目安】4~8人

(7) かんぼの宿 潮来(水原1830-1) **平日限定**
【受付時間】11:00~16:00【終了】17:00
【お風呂の広さの目安】男性 50人 女性 50人

※かんぼの宿については、建物・設備の保守点検のため、
4月20日(水)までのサービスとなります。

《対象者》

潮来市民で、震災の影響により、ご自宅のお風呂に入ることができない方。

※ご自宅でお風呂に入ることができる方は、ご遠慮ください。

※住所・氏名が明らかになるものをご持参ください。

※交通につきましては自家用車をご利用ください。

《その他》

①タオル、せっけん、シャンプーはご用意ください。

②貴重品については、ご自身で管理願います。

③混雑が予想されますので、お一人30分にての入浴にご協力願います。

④なお、これらの施設のほかに、ご厚意が得られましたら
すぐにお知らせします。

問合せ

潮来市 秘書政策課
TEL 63-1111 内線208
ヘルスランドさくら
TEL 64-5858



【入浴サービスの受付の様子】

【お知らせ】

現在、日の出地区において、水道・下水道の復旧に向けた作業が全力で行われています。そのような中、大型車両が頻繁に通行しておりますので、外出の際はご注意ください。

橋本知事へ 被災状況説明

平成23年4月1日(金)午後、橋本昌茨城県知事が日の出地区の被災状況の視察に訪れました。松田市長は、藤島県議、粟飯原市議会議長らとともに、甚大な被害の状況、特に液状化の激しさなどを説明し、今後の連携と支援をお願いしました。



【松田市長から橋本知事へ被災状況の説明】

水道水の放射能濃度結果

潮来市水道水の放射能濃度は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回っているため、飲料水として「安全」です。
検査結果は、次のとおりです。

内 容	放射能濃度 (Bq/kg)		採取日
	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (CS-137)	
水道水	15.5±0.6 Bq/kg	検出されず	3月24日
(市上水道)	9.9 Bq/kg	検出されず	3月28日

【検査機関】 3月24日 茨城県環境放射線監視センター
3月28日 東京ニュークリア・サービス

【暫定規制値】 放射性ヨウ素 : 300 Bq/kg以下
放射性セシウム : 200 Bq/kg以下

※水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の接種を控えることとされます。

※潮来市では今後も放射能濃度測定を行って参ります。

問合せ 潮来市災害対策本部 TEL 63-1111 内線111、116~117

市施設 再開のお知らせ

東日本大震災の影響で臨時休館しておりました市立図書館、水郷まちかどギャラリーの業務の一部を下記のとおり再開いたします。

《市立図書館》

【開館日】4月11日(月)から

【時 間】午前10時~午後5時まで

【再開業務】図書資料の貸出、返却、閲覧業務

※レファレンス、相互貸借業務は行いません。

【その他】

①利用スペースは、1階部分のみです。2階学習コーナー、集会室、視聴覚室、郷土資料室は使用できません。

②節電のため、一部照明を暗くしている場所があります。

問合せ 潮来市中央公民館 TEL 66-0660

潮来市立図書館 TEL 80-3311

《水郷まちかどギャラリー》

【開館日】4月12日(火)から

【時 間】午前10時~午後6時まで

【再開業務】展示室の使用

問合せ

水郷まちかどギャラリー TEL63-3113

被災者支援室から ～り災証明書の申請～

4月7日から必要書類の見積書は、申請を迅速にするために省略することといたしました。

※現在、税務課では被害認定調査を実施しています。調査の都合上、敷地内に立ち入らせていただきますので、ご了承ください。

り災証明書とは

「り災証明書」は市が住宅などの被害状況の調査を行い、その調査に基づき発行する被害認定の証明書で、各種支援を受ける際に必要となります。

【受付場所】潮来市役所 1階フロア

【受付時間】4月7日（木）～30日（土）午前9時～午後5時

※4月30日までの土日、祝日も行います。

【申請に必要な書類】

①り災証明書等交付申請書（受付窓口にあります。）

②位置図（自宅の場所が分かる住宅地図）

③被害状況写真（全体・個別）

④印鑑

※すでに住宅などの調査を行い、「り災証明書」が発行された方で、申請内容を確認し、被害認定調査の必要がある場合はご連絡させていただきます。

※り災証明書の発行については、後日、広報紙などでお知らせします。

【電話相談】

り災証明書の申請、支援制度についてのご相談を受け付けます。

問合せ 潮来市 被災者支援室 TEL 63-1111 内線 311

《被害認定とは》

災害に係る住家等の被害認定とは、国の「災害の被害認定基準」に基づき、地震や風水被害等の災害により被災した住家等の被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊等）を認定することをいいます。

被害区分	イメージ写真	被害の状況	主な支援制度														
全壊	 建物が崩壊している	①損壊基準判定 【損壊割合 70%以上】 ②損害基準判定 【損害割合 50%以上】	○被災者生活再建支援制度 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。 【対象者】 り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」に該当する住家の世帯主 【支給金額】 支給金の支給額は、以下の2つの支給金の合計額となります。 ①住宅の被害程度に応じて支給（基礎支援金） ②住宅の再建方法に応じて支給（加算支援金） ■全壊（複数世帯） 単位：万円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	基礎支援金	加算支援金		合計	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借	50	150
基礎支援金	加算支援金		合計														
100	建設・購入	200	300														
	補修	100	200														
	賃借	50	150														
半壊	 仕上げ材が脱落しており、 下地材にひび割れが生じている	①損壊基準判定 【損壊割合 50%以上 70%未満】 ②損害基準判定 【損害割合 40%以上 50%未満】	※単数世帯は、複数世帯の支援金額の75%の額となります。 ■大規模半壊（複数世帯） 単位：万円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	基礎支援金	加算支援金		合計	50	建設・購入	200	250	補修	100	150	賃借	50	100
	基礎支援金	加算支援金		合計													
50	建設・購入	200	250														
	補修	100	150														
	賃借	50	100														
半壊	 仕上げ材が脱落している	①損壊基準判定 【損壊割合 20%以上 50%未満】 ②損害基準判定 【損害割合 20%以上 40%未満】	○税の軽減 【相談窓口】 潮来市 税務課 ○保険料等の軽減 【相談窓口】 潮来市 介護福祉課 ○茨城県災害見舞金 【相談窓口】 潮来市 社会福祉課 ※詳細については、後日、広報紙・ホームページにてお知らせいたします。														
一部損壊 （瓦の破損のみは一部損壊となります）	 瓦がほぼ全面的にずれ、 破損または落下している	①損壊基準判定 【損壊割合 20%未満】 ②損害基準判定 【損害割合 20%未満】	○所得税の軽減（雑損控除） 【準備するもの】 修理した領収書 【相談窓口】 潮来税務署 ※詳細については、税務署へお問合せ願います。														

①損壊基準判定：住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合で判定 ※建物の被害区分（内閣府の指針による区分）
②損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合で判定